

専用給水装置料金の取扱について(条件)

1 専用給水装置料金の取扱いは

- (1) 守口市水道条例施行規程第23条の規定による。
- (2) 集合住宅等の建築物で申請者から申請があったもので、次の項目に定める条件に該当する場合に取扱います。
 - ① 給水装置及び構造が各戸とも独立しているもの
 - ② 水道料金加入金徴収の基準により納金済みのもの

2 専用給水装置料金の適用を受けた場合は

- (1) 料金の計算及び請求
親メータ(局メーター)をもって使用水量を計算し、それを入居戸数で割って一戸当たりの水量を算出し、その水量の料金を元に、入戸戸数でかけた合計金額を納入通知書により所有者若しくは代理人又は管理責任者(以下「所有者等」という。)に送付します。
- (2) 料金納付
所有者等は、口座振替制度の利用又は納入通知書により納期限までに料金を納付してください。

3 所有者及び管理責任者の方は

- (1) 所有者等が入居戸数に変動が生じたときは、速やかに局へお届けください。
なお、届け出が遅延した場合において、確定した料金の変更はいたしません。
- (2) 所有者は、その責任において漏水防止等、給水設備の維持管理に努めてください。
- (3) 専用給水装置料金適用申請書の承認書を保管してください。

〔お問い合わせ先〕

〒570-0008

守口市八雲北町3丁目 37 番 31 号

守口市水道局 お客さまセンター

電話 06-6991-6776